

福祉・人権

市地域福祉推進分科会を開催

時 2月18日(金)、午後2時から、**所**障害福祉センター大会議室、**定**先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**2月1日、午前9時から、電話またはファックス(氏名・電話番号を記入)で、地域福祉課 ☎ 620・1634、**内** 621・1660

障害者差別解消支援協議会を開催

時 2月17日(木)、午後2時から、**所**福祉文化会館、**定**先着5人、**申**電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、福祉総合相談課 ☎ 655・2758、**内** 620・1720

市高齢者施策推進分科会を開催

時 2月24日(木)、午後2時から、**所**福祉文化会館303、**定**先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**2月1日、午前9時から、電話またはファックス・メール(氏名・電話番号を記入)で、長寿介護課 ☎ 620・1639、**内** 622・5650、**内** kaigohoken@city.ibaraki.jp

地域包括支援センター

運営協議会の開催

時 2月16日(水)、午後2時から、**所**市役所南館8階中会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**電話また

はファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、福祉総合相談課 ☎ 655・2758、**内** 620・1720

地域包括支援センター 運営協議会委員を募集

時 4月1日(金)から1年間、**対**市内在住で、4月1日現在、介護保険または介護予防サービスの利用者(国または地方公共団体の議員・職員除く)、**定**1人(補欠1人)、**内**同センターの運営や、地域密着型サービスの指定等に関する協議等、**対**日額9千円、**備**詳細は市HP参照、**申**2月28日(必着)までに、小論文と本人確認書類(写)(住所・氏名・生年月日・電話番号を記入)を、郵送または直接、〒567-8505 福祉総合相談課 ☎ 655・2758

介護保険利用による住宅改修・福祉用具の購入

要介護認定等を受けている人は、住宅改修や福祉用具の購入にかかる費用の一部が支給されます。住宅改修は事前に申請が必要です。必ず改修前にご相談ください。なお、市が特定の事業者を紹介することはありません。不審なことがあればケアマネジャーや市にご連絡ください。

【住宅改修】**対**手すりの取付け、段差

解消、滑り防止等のための床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への取替え等、**対**対象額の7〜9割(上限20万円)、

備障害者を対象に介護保険外の住宅改修等助成も行っていきます。詳細は障害福祉課 ☎ 620・1636にお問い合わせください。**【福祉用具購入】**対**腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具の部分、**対**対象額の7〜9割(年度上限10万円)、**内**長寿介護課 ☎ 620・1639**

福祉なんでも相談会

時 2月5日(土)、午後2時〜4時、**所**アプルプラザ茨木3階エスカレーター横、**内**コミュニケーションソーシャルワーカーと地域包括支援センターによる困りごと相談、**内**(社福)慶徳会常清の里CS ☎ 646・5601

歳末たすけあいに約670万円の善意

昨年末に実施した「歳末たすけあい運動」に、67万7705円(昨年12月28日現在)の善意が寄せられました。これらは、児童福祉施設等への支援や、地区の歳末福祉活動への助成金等として配分します。ご協力ありがとうございました。**内**市社会福祉協議会 ☎ 627・0033

市社会福祉協議会賛助会員を募集

同協議会の活動は地域の皆さんの力で支えられており、その会費は地区福祉委員会活動や社協事業に活用しています。地域の福祉をより良くし、安心

「いばらきほっとナビ」 高齢者のための地域情報検索機能のご利用を

いばらきほっとナビ(下図読み取り)では、医療・介護・障害福祉サービスの事業所検索に加えて、地域の集まりや趣味活動、暮らしの便利情報等を探ることができます。ぜひご利用ください。**内**地域福祉課 ☎ 620・1634



新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免

新型コロナウイルスに感染、または感染症の影響により生計を維持する人の収入が減少した被保険者は、介護保険料を減免できる場合があります。**申**請はお問い合わせください。**内**長寿介

して暮らせるまちづくりを進めていきますので、ご協力をお願いします。**対**各1口個人会員1500円、特別会員11千円、法人会員115千円、**備**詳細は同協議会HP参照、**内**同協議会 ☎ 627・0033



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問**・**申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

護課 ☎ 620・1639

ユースプラザのご利用を

同プラザは、中学生からおおむね39歳の若者が、落ち着いてほっと一息つくことができる場所で、保護者向けセミナー、交流会、相談も実施しています。詳細は市HPをご覧ください。

時 午前9時～午後9時、**所** 同 **問** 620・6993、い

ばらき「OBBY」(豊川のち・愛・ゆめセンター分館内、月・火・日曜日休

み) ☎ 080・9607・5051、プラザ・あい(府宮茨木安威住宅B151

103・B122棟集会所、月・水・日曜日休み) ☎ 655・1821、ベンポスタ・ぱー

ちスペース(沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内、火・木・日曜日休

み) ☎ 655・3761、エント(ローズW.A.M. 上中条青少年センター内、月・火・土曜日休

み) ☎ 080・1521・4624

男女共同参画推進審議会を開催

時 2月14日(月)、午前10時～正午、**所** 市役所本館6階第1会議室、**定** 先着5人(当日空きがあれば傍

聴可)、**備** 一時保育は2月7日、正午までに要申込、**申** 右下図読み取りから

申込または、電話・ファックス(氏名・電話番号を記入)で、人権・男女共生

課 ☎ 620・1640、**fax** 620・1725



高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額

課税区分	所得区分	後期高齢者医療制度における負担割合	自己負担限度額(年額)医療保険+介護保険
課税世帯	課税所得690万円以上	3割	212万円
	課税所得380万円以上		141万円
	課税所得145万円以上		67万円
非課税世帯	一般(課税所得145万円未満)	1割	56万円
	低所得Ⅱ		31万円
	低所得Ⅰ		19万円 (複数世帯の介護保険の自己負担限度額は31万円)

世帯で1年間(8月～翌年7月末)

高額医療・高額介護合算制度のご利用を

時 平日、午前8時45分～午後5時15分、**問** 同コールセンター ☎ 620・6176

手続き内容の不明な点を、オペレーターが案内します。ぜひご利用ください。

国民健康保険・国民年金の加入脱退手続き専門コールセンター

健康保険・年金

に支払った医療・介護保険の自己負担額が限度額(左上表)を超えた場合、申請により超えた額が支給されます。対象者には府後期高齢者医療広域連合から通知を送付しています。

なお、医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または支給額が500円以下の場合是对象外です。令和2年8月から昨年7月末までの、他都道府県からの転入者は、対象外でも申請により支給されることがあります。**問** 同連絡給付課 ☎ 06・4790・2031

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時 2月8日(火)、午前10時～午後1時・4時、1人15分間、**所** 保険年金課、**定** 先着15人、**内** 国民年金、厚生年金等、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本人以外の場合是指定様式の委任状)、**申** 2月1日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎ 620・1632

障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な人は猶予制度があります。

時 【夜間】2月14日(月)・28日(月)、午後8時まで、【休日】27日(日)、午前9時～午後5時、**所** ①国民健康保険料=市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料=市役所本館2階13番窓口、**備** 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問** ①保険年金課(徴収) ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



本館東玄関横

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

時 2月7日(月)・16日(水)・25日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**内** 障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等(本人以外の場合)は委任状)、**申** 同課(年金) ☎620・1632



国民年金第1号被保険者の産前産後期間保険料免除制度

対象期間の国民年金保険料は全額納付したものと扱われますので、ほかの免除制度を利用中の人や保険料を納付済の人も手続きしてください。
時 出産(予定)日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)、**対** 国民年金第1号被保険者で産前産後の人、**申** 出産予定日の6か月前から、年金手帳、母子健康手帳

保険料の割引金額(今年度)

支払方法	口座振替		窓口納付・クレジットカード納付
	翌月末振替	割引なし	
毎月納付	翌月末振替	割引なし	割引なし
	当月末振替	50円	
6か月前納(4月～9月) (10月～翌年3月)	1,130円		810円
1年前納(4月～翌年3月)	4,180円		3,540円
2年前納(4月～翌々年3月)	15,850円		14,590円

国民年金保険料納付は口座振替等のご利用を

等 出産日(予定日)がわかるもの、身分証等本人確認書類、家族が代理申請する場合は来庁者の身分証(別世帯の場合は委任状)を、保険年金課(年金) ☎620・1632
保険料納付は、納め忘れがなく確実に①口座振替(割引あり、左表参照)や②クレジットカード納付が便利です。郵便局や金融機関の窓口、コンビニも利用できます。
持 基礎年金番号が確認できる年金手帳や納付書、①振替口座の通帳とそ

今月の納付(2月28日(月)まで)

- 介護保険料普通徴収第11期分
- 国民健康保険料普通徴収第9期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第8期分
- 下水道事業受益者負担金・分担金、公設浄化槽分担金第4期分

教育・子ども

教育委員会定例会の開催

時 2月10日(木)、午後2時から、**所** 市役所南館6階会議室、**備** 一部非公開の場合あり、**関** 教育政策課 ☎620・1680

早期&夜間学習室のご利用を

時 2月1日(火)・15日(火)・19日(土)・20日(日)、午後6時～9時、19日(土)・20日(日)、午前7時30分～9時、**所** 葦原多世代交流センター、**対** 市内在住の中学・高校生、**内** 学習室等での自習利用、**関** 同センター ☎637・2422

専門の医師等による特別教育相談

時 3月10日(木)、午後2時～5時、**所** フリエイトセンター、**対** 市内在住の小・中学生と保護者、**内** 心理相談、精神科医による指導・助言、**申** 電話で教育センター ☎626・4400



こども育成支援会議の開催

時 2月10日(木)、午後6時～8時、**所** 市HP参照またはお問い合わせください。**定** 先着7人(当日空きがあれば傍聴可)、**内** 特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の利用定員(確認)ほか、**申** 電話または直接、こども政策課 ☎620・1625

幼児教育・保育無償化の請求はお早めに

対 施設等利用給付2・3号認定を受け、幼稚園・認定こども園(教育部分)・認可外保育施設等利用者で、10～12月



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

分の請求書が未提出の人、**備**請求方法スケジュール等は市HP参照またはお問い合わせください。**申**領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書と施設等利用費請求書を直接、保育幼稚園事業課 **☎** 620・1638

幼児教育・保育無償化の手続きを

対 次のいずれかに該当する人、①新制度未移行の幼稚園を新たに利用する満3～5歳児、②保育の必要性があり、幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する満3～5歳児、③保育の必要性があり、認可外保育施設等を利用する未就学児（②の満3歳児と③の0～2歳児は住民税非課税世帯のみ）、**備** 申請方法等詳細は市HP参照または利用予定の施設にお問い合わせください。**申** 利用開始日までに、申請書（保育幼稚園事業課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 **☎** 620・1638

余っている食料品の提供を

子ども・若者が孤立しないよう、家庭や学校、企業、地域等、社会全体で見守り、つながり合える取組みの一つとして、未利用食材を集め、生活に困っている親子や若者に届ける「フードパントリー」を実施します。企業や家庭で余っている食料品の提供をお待ちしています。

時 2月13日(日)、3月13日(日)、4月10日

(日)、午前9時～11時、**所** ローズWAM フォムカフェ、**備** 受取の申込等詳細はフードパントリー茨木 Facebook 参照、**問** フードパントリー茨木宮野 **☎** 090・3519・3046

まちづくり

都市計画審議会の市民委員を募集

時 4月1日から1年間（再任あり）、平日、年3回程度、**対** 20歳以上の市内在住・在勤・在学者（国または地方公共団体の議員・職員等除く）、**定** 1人、**内** 都市計画に関する事項の審議等、**¥** 日額9千円、**申** 2月1日～22日に、申込書（都市政策課に配付、市HPからダウンロード可）と小論文を、原則、本人が直接、同課 **☎** 620・1660

景観審議会を開催 **保**

時 2月22日(火)、午前10時から、**所** 福祉文化会館303、**定** 先着5人、**備** 一時保育は2月8日までに要申込、**申** 2月15日までに、都市政策課 **☎** 620・1660

街角の花壇づくり活動に花苗を提供

対 7人以上で構成される市民団体、**内** 公園の空地や道路に面する民有地で行う緑化活動への花苗の支給やフラワーポットの貸付け、**備** 詳細は下図読み取り参照、**問**



チャレンジいばらき補助金 (市提案公募型公益活動支援事業補助制度)

市では、市民等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、補助金を交付します。今年度の事業は市HPで紹介しています。**備** 審査あり。補助金額等は募集要領参照。各テーマの募集要領と申請書類は、各担当課と市民活動センターで配付（右図読み取りからダウンロード可）、**申** 3月10日までに、各担当課



テーマ設定型（市が設定したテーマに即した公益的な事業）

テーマ（対象事業）	問合せ
人権意識の向上や男女共同参画社会の実現につながるイベント等に関する事業	人権・男女共生課 ☎ 622・6613
市民の体力向上と親睦を深めるためのスポーツに関する事業	スポーツ推進課 ☎ 620・1608

自由テーマ型（自由な発想による公益的な事業）

テーマ（対象事業）	問合せ
補助対象団体が自由な発想で提案する事業	市民協働推進課 ☎ 620・1604

公園緑地課 **☎** 620・1654

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験の実施

地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝えるシステムを用いた全国一斉情報伝達試験を実施します。

時 2月16日(水)、午前11時頃、**内** 市内80か所に設置している屋外拡声器による伝達試験（放送内容は自動応答サービス **☎** 050・5433・9161で確認可）、

危険機管理課 **☎** 620・1617

寒さによる水道管の凍結・破裂等にご注意を

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。水道管や蛇口に毛布や布を巻き、さらにビニールテープを巻きつけるなど水道管の冬支度を忘れずをお願いします。水道管が破裂したときは、止水栓を閉めて、指定給水装置工事業者（市HP参照）に修理を申

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合せ先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

昨年の火災概況 出火原因の1位は「コンロ、電気機器」

問合せ 予防課 ☎ 622・6950

昨年の市内の火災件数は33件で、前年に比べ6件増加しています。火災の主な原因は、次のとおりです。

- 1位 コンロ、電気機器 各4件
- 3位 電灯・電話等の配線 各3件
- 放火（疑い含む） 各3件

コンロの火が衣服に燃え移る着衣着火が起こっています。調理中は裾や袖の広がっている服を避け、マフラーやストールは外しましょう。また、コンロの周りを整理整頓し、離れる時は必ず火を消しましょう。また、リチウムイオン電池の異常発熱や、電源タップの劣化による発火が増加しています。使用方法を守り、古い機器は交換しましょう。



水道メーターの取替にご協力を
水道メーターは、検定に合格したものを使用し、有効期間は計量法で8年です。3月末で期間が終了する物件に案内を送付しますので、速やかに更新手続きをしてください。許可期限が過ぎると、原状回復等の監督処分を行いますので、ご注意ください。☎ 下水道施設課 ☎ 620・1667

水路占用許可の更新を
水路占用許可の有効期間は5年です。3月末で期間が終了する物件に案内を送付しますので、速やかに更新手続きをしてください。許可期限が過ぎると、原状回復等の監督処分を行いますので、ご注意ください。☎ 工務課 ☎ 620・1692

商工・消費生活

中小企業事業資金融資のご利用を

市では、保証協会の保証付の市内中小企業向け事業資金融資のあっせんを行っています（下表のとおり）。融資の申込に手数料は必要ありません。なお、制度には制約等があります。また、

と定められています。水道部では、代替予定の家庭に「水道メーター取替のお知らせ」を事前配布し、有効期間内に取替えています。メーター付近はいつも清潔にするなど、取替作業にご協力ください。☎ 営業課 ☎ 620・1691

一部の融資には次のとおり補助があります。【信用保証料の補助】対左表のうち、60万円以下の制度融資、特信用保証委託申込書（写）、印鑑（法人の場合は実印）、信用保証決定のお知らせ（写）（金融機関から交付）、返済予定表（写）（金融機関から融資手続完了後交付）、税の完納証明書（申請書は商工労政課で配付）、本人名義の預金通帳、☎ 貸付日から3か月以内に、同課 ☎ 620・1620

制度名	限度額	期間	貸付年利率
① 中小企業振興資金融資	1,250万円（無担保）	600万円以下 = 60か月以内、600万円超1,250万円以下 = 84か月以内	5年以内 = 0.9%、5年超7年以内 = 1.0%
② 中小企業設備投資応援資金融資	3,000万円（無担保）	120か月以内	金融機関所定（1.0%以下）
③ 小規模サポート資金	2,000万円（無担保）	84か月以内	1.4 ~ 1.6%
④ 開業サポート資金	3,500万円（無担保）		1.0 ~ 1.4%
⑤ 経営安定資金※1	2億円（うち8,000万円は無担保）	⑥ 120か月以内 ⑦ 84か月以内	金融機関所定
新型コロナウイルス感染症 ⑥ 伴走支援型資金※1	⑥ 4,000万円※2 ⑦ 2億円（うち8,000万円は無担保）		1.2%
⑦ 対応緊急資金※1			
上記以外の融資制度あり			

2月1日現在。貸付年利率は変更する場合あり。※1原則、市の認定が必要、※2変更の可能性あり

府雇用促進支援金の実施期間（雇入れ期限）の延長
厳しい雇用情勢を踏まえ、同支援金の支給要件の一つである雇入れ期限（昨年11月30日）を、3月31日まで延長します。支給対象と支給額の変更はありません。詳細は府HPをご覧ください。☎ 府雇用促進支援金事務局 ☎ 06・4794・7050

毎月勤労統計調査にご理解とご回答を

2月上旬から、厚生労働省が指定した調査区内（上穂積一丁目、見付山一・二丁目）の全事業所に府知事が任命した統計調査員が訪問し、常用労働者数等を調査します。ご回答をお願いいたします。☎ 府総務部統計課 勤労・教育グループ ☎ 06・6210・9200

府最低賃金を改定

最低賃金制度とは、法律に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、府内全ての労働者を対象とする府最低賃金と、特定の産業の労働者を対象とする特定最低賃金



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

があり、これらは賃金・物価の動向等に
に応じて改定しており、現在の時間額
は左表のとおりです。**問** 茨木労働基準
監督署 ☎604・5308

件名	時間額	効力発生日 (昨年)
府最低賃金	992円	10月1日
特定最低賃金	塗料製造業	1,000円
	鉄鋼業	996円
	機械・金属製品製造関連産業	997円
	自動車・同附属品製造業	998円
	電気機械器具製造関連産業	994円
	非鉄金属製造関連産業	993円
	自動車小売業	993円

環境

資源物の持ち去りは禁止

市では、資源物（缶・びん・ペット
ボトル、古紙・古布）の持ち去りを条
例で禁止しています。持ち去った場合
20万円以下の罰金を科せられること
があります。持ち去りを防ぐため、ごみ
集積場所に設置する看板や啓発シート
を配付しています。ぜひご利用くださ
い。また、目撃情報をもとに職員によ
るパトロールも実施しています。**問** 資
源循環課 ☎620・1814

いばらき環境ポイント景品の 応募は3月1日まで

自宅に応募していない①アプリ上の
ポイントや②ポイントカード・引換券
はありませんか。3月1日までに忘れ
ずに応募してください。**甲**①いばらき
フから、②ポイントカード・引換券
(住所・氏名・電話番号・希望する景
品番号を記入) を、郵送または直接、
〒567-8505 環境政策課 ☎620・1644

PM2.5にご注意を

府域でPM2.5の注意喚起の濃度レベ
ルを超えた時は、屋外での長時間の激
しい運動や外出をできるだけ減らし、
屋内でも換気や窓の閉閉に注意しま
しょう。特に、子ども、高齢者、呼
吸器系や循環器系疾患のある人は、体
調に応じて屋外活動や不急の外出を控
えるなど、より慎重に行動しましょう。

なお、注意喚起情報は、府防災情報
メールで行っていますので、希望者は
府HPから登録してください。また、市
域のPM2.5やその他の測定項目の現在
値は、下図読み取りで確認
できます。**問** 環境政策課 ☎
620・1644



府再エネ100%電力切替え キャンペーン

問 府内事業者、**内** 再生可能エネルギー
でつくった環境にやさしい電力への切

紙上労働相談

問 商工労政課 ☎620・1620

雇用保険の加入

【質問】正社員として働いています。
会社から「雇用保険」には入れな
いと言われました。雇用保険に加
入することはできないのでしょ
うか。

【回答】労働者を1人でも雇用する
事業所は、事業規模に関わらず適
用事業となります。使用者が雇用
保険に加入していなかった場合、
労働者は使用者に加入を求め、過
去にさかのぼって加入することが
できます（原則、時効は2年）。使
用者がこれを受け入れない場合、



労働者本人が事業所の所在地を管
轄するハローワークに申し出て加
入の手続きを進めてもらうことにな
ります。ただし個人経営による
農林水産の事業のうち一部は、「暫
定任意適用事業」とされています。

その他

川端康成文学館の臨時休館

時 2月1日(火)～10日(木)、**問** 同館 ☎625・
5978

福祉文化会館・ クリエイトセンターの臨時休館

時 2月19日(土)・20日(日)、**問** 同センター
☎624・1726

福井多世代交流センターの臨時休館

時 3月1日(火)～15日(火)、**問** 地域福祉課
☎620・1634

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問 問合先、**☒** メールアドレス、HP ホームページ、**☒** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

パブリックコメントを実施

①市生涯学習推進計画(案)

生涯学習に関する取組みの基本となる市生涯学習推進計画案、備資料は2月1日から、生涯学習センターで配付、情報ルーム・文化振興課・同センターで閲覧可、**申**〒567-0028 同センター **☎** 624・8182、**☎** 622・1268、**✉** kirameki@city.ibaraki.lg.jp

②市スポーツ推進計画(改訂案)

スポーツの普及・啓発等を図るためのスポーツ推進計画改訂案、備資料は2月1日から、スポーツ推進課で配付、情報ルーム・各市民体育館で閲覧可、**申**〒567-8505 同課 **☎** 620・1608、**☎** 624・4767、**✉** sportssk@city.ibaraki.lg.jp

③市分譲マンション管理適正化推進計画(案)

法律に基づく分譲マンションの管理の適正化を推進するための計画案、備資料は2月10日から居住政策課で配付、情報ルーム、各図書館で閲覧可、**申**〒567-8505 同課 **☎** 655・2755、**☎** 620・1730、**✉** kyojyu@city.ibaraki.lg.jp

共通事項

備資料は市HPからダウンロード可、提出意見等に対する市の考え方は後日公表(住所・氏名等の個人情報は非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。**申**①②2月1日～25日・③2月10日～3月10日(消印有効)に、市HPから申込、または意見書(様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見かを明確に)を、メール・ファックス・郵送(住所・氏名・連絡先を記入)、直接、各担当課

時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの3月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの9月抽選分の申込受付は2月20日～28日に行います。「クリエイトセンター」センターホール 来年3月1日・2日・4日・5日・11日・12日・14日～16日・25日終日、3月18日～午後6時～10時、3月19日～午前9時～午後5時、多目的ホール 9月3日

4日・6日～8日・10日・11日・13日・21日・22日・24日・25日・27日終日、9月14日・28日～午前9時～午後5時、「生涯学習センター(火曜日休み)」きらめきホール 9月1日・8日・15日・22日・29日～午後0時30分～9時30分、9月7日・14日・21日・28日～午後6時30分～9時30分、9月12日・30日終日、9月17日～午前9時～午後6時、「ローズWAM(火曜日休み)」ワムホー

ル 9月11日～午後0時30分～6時、9月15日～午前9時～午後3時

マイナンバーカードで利用できる電子証明書の発行を日曜日に実施

時2月6日(日)、午前9時～正午、所市民課4番窓口、**¥**200円(初回無料)、持マイナンバーカード、備本人の来庁要、直前の金曜日に届出等で住所・氏名等に変更があった人は受付不可、住民基本台帳カードでの電子証明書の発行不可、**問**同課 **☎** 620・1621

スポーツ推進委員を募集

市民と一緒にスポーツの楽しさを分かち合いたい人、スポーツに関する知識を役立てたい人を募集します。

時4月1日(金)～再来年3月31日(日)、**対**高校生除く18歳以上の市内在住・在学者、**定**若干名、**内**各公民館区を中心地域でのスポーツ指導、市のスポーツイベントへの協力・企画等、**¥**月額8200円、**備**3月に面接あり、**申**2月1日～28日に、市HPから申込、または申込用紙(スポーツ推進課・各市民体育館・公民館で配付)を、郵送または直接、〒567-8505 同課 **☎** 620・1608

降灰にご注意を

淀川河川敷でヨシ原焼きが実施されます。当日の風向きによっては、市内への降灰が予想されますので、洗濯物

消費生活だより

困り事は、気軽ににご相談ください。**問**消費生活センター **☎** 624・1999

整骨院の体験コースでのトラブル

【事例】慢性腰痛で悩んでいたため、ネットで整骨院の体験コースを予約した。施術後「3か月は通った方がいい」「回数券を買った方が得」と勧誘され、半年間有効の回数券を購入した。数回通っても効果が感じられず、やめたいと言ったが、未使用分の返金は断られた。納得できない。



【回答】自ら店舗に向いて契約した整骨院での施術は、クーリング・オフの適用はありません。途中解約の場合の取り扱いは、原則、事業者の定めた規約に従うことになり、未使用分が返金されないこともありま。回数券は得だと勧められても、期限内に通えるかどうかや、施術内容、解約の条件をよく確認してから契約しましょう。



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問**・**申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

法律相談の予約方法がより便利に

2月1日から、相続・離婚等の法律相談、日曜法律相談（左ページ参照）の予約が、電話のほか市公式総合アプリ「いばらけライフ」でできるようになります。また、予約受付開始日が次のとおり変更となります。詳細は右図読み取りをご覧ください。



【相続・離婚等の法律相談】 実施日1週間前、午前8時45分から（祝日の場合、電話予約のみ直前の開庁日から）、ただし2月2・4・7日の予約受付開始は2月1日から、**【日曜法律相談】** 実施日直前の月曜日、午前8時45分から、**問**市民生活相談課 ☎ 620・1603

を干す場合等はご注意ください。
時 2月13日(日)、午前9時～正午頃(予備日20日・27日、3月13日)、**所** 淀川河川敷(高槻市道鶴町・上牧町)、**問** 同市農林緑政課 ☎ 674・7402

会計年度任用職員を募集

備条件により、期末手当(2.55月分※1)・交通費支給、社会保険の加入あり、履歴書は返却不可、詳細は右下図読み取り参照、**問** 幼稚園教諭・保育士・医療介助員・学童保育指導員＝履歴書(備考欄等に希望職種や時間帯等を記入)を、直接または郵送で、〒567-8505 人事課 ☎ 620・1601、管理栄養士＝2月4日、正午(必着)までに、申込書(市HPからダウンロード)・履歴書・管理栄養士免許(写)・論文を、郵送(簡易書留等)または直接、〒567-0031 健康づくり課 ☎ 625・6685、**市立小・中学校の介助員・医療介助員、市立中学校の部活動指導員**＝電話連絡のうえ、履歴書を直接、学校教育推進課 ☎ 620・1683、**母子・父子自立支援員**＝2月8日、午後5時(必着)までに、申込書(市HPからダウンロード)・履歴書・小論文を、郵送(簡易書留)または直接、〒567-8505 こども政策課 ☎ 620・1625



職種		主な勤務時間	勤務場所	月額※1	対象
幼稚園教諭	担任(臨時的任用職員)	月～金曜日、午前8時30分～午後5時	市立幼稚園	231,880円※2	幼稚園教諭(③～⑥は保育士可)
	担任外(①通常園、②認定こども園)	①月～金曜日、午前8時30分～午後4時45分、②月～土曜日のうち週5日、午前6時45分～午後7時15分の間で7時間45分(シフト勤務)		① 189,377円 ② 195,690円	
	③④介助員	月～金曜日、③午前8時30分～午後4時45分、④午前8時45分～午後2時15分		③ 189,377円 ④ 138,876円	
	預かり保育(⑤固定⑥シフト)	⑤月～金曜日、午前10時15分～午後6時30分、⑥週3～5日、午前6時45分～午後7時15分の間で5時間程度		⑤ 191,612円 ⑥時給1,283～1,506円	
保育士	フルタイム	月～土曜日のうち週5日、午前9時～午後5時30分(シフト勤務)	市立保育所等	204,050円	保育士(ⒶⒷ資格なしは応相談)
	パートタイム	月～金曜日、午前9時～午後5時 月～金曜日、 Ⓐ午前6時45分～9時・ Ⓑ午後5時～7時15分		190,885円 Ⓐ 67,479円※3 Ⓑ 63,360円※3	
医療介助員		月～金曜日、午前9時～午後5時	市立保育所等	241,205円	看護師
学童保育指導員		⑦月～金曜日、⑧不定期勤務、午後2時～7時の間で3～5時間	市立小学校(学童保育室設置校)	⑦ 65,500～100,800円 ⑧時給1,041円	不問
管理栄養士		月～金曜日のうち4日、午前8時45分～午後4時45分(任用更新の可能性あり)	保健医療センター	217,002円	管理栄養士免許保有者で車の運転ができる者等
市立小・中学校	介助員	月～金曜日、⑨午前8時15分～午後4時15分、 ⑩午前8時30分～午後1時30分(小学校のみ)	市立小・中学校支援学級設置校	⑨ 151,473円 ⑩ 104,464円	不問
	医療介助員	平日、午前8時15分～午後4時15分		241,205円	看護師免許保有者
市立中学校の部活動指導員		おおむね週5時間、年間210時間	市立中学校	時給1,311円	学生除く20歳以上で当該競技等の指導経験がある人
母子・父子自立支援員		月～金曜日のうち4日、午前9時～午後5時、週29時間(シフト勤務)	こども政策課	191,646円	相談業務への従事経験が2年以上あり、ひとり親家庭支援に理解がある人

※1 変動の可能性あり、※2 大卒初任給の場合の例、経歴に応じて加算あり、※3 保育士資格ありの場合の例

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

2月の無料相談

相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、38ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※1)	
日曜法律相談(先着7人)	27日(日)、9:00～12:30(21日、8:45から電話またはいばライフで予約、右ページ参照)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※1 1週間前、8:45から電話または、いばライフで予約(1週間前が祝日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日)、ただし、2月2・4・7日の予約受付開始は1日から、詳細は下図参照
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※2)	
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110 にお問い合わせください。	
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	2日(水)、9:30～12:00(※2)、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談(各日先着5人)	2日(水)=登記、相続、16日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※2)	
土地家屋調査士相談(先着5人)	16日(水)、9:30～12:00(※2)、土地の境界等	※2 前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)
宅地建物取引相談(先着5人)	17日(木)、9:30～12:00(※2)、不動産取引等	
戸籍相談(先着4人)	17日(木)、14:00～16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課 ☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、12日(土)・26日(土)、9:00～12:00	消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員による人権相談	10日(木)・24日(木)、13:00～15:00	
ひとり親のための法律相談	22日(水)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課 ☎620・1625)	市民生活相談課
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	
電話教育相談 ☎625・7830	毎週月～金曜日、8:45～17:00	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25	教育センター ☎626・4400
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	
発達相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	教育委員会分室(予約は上記教育センター)

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00	
男性のための電話相談	9日(水)・16日(水)、18:30～21:30	男女共生センター
女性のはたらき方相談	18日(金)、9:30～12:30(要予約)	ローズWAM ☎620・9920
女性法律相談	17日(水)・19日(土)、9:30～12:30(2日、9:00から電話で予約)	
仕事なんでも相談	24日(木)、13:00～16:00	
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上のさまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、9:00～17:00	
お仕事じっくり相談(要予約)	①4日(金)・②16日(水)・③24日(木)、13:30～15:30	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宮 ☎635・7667 ②豊川 ☎643・1470 ③総持寺 ☎626・5660 ④人権・男女共生課 ☎620・1640
くらし設計相談(要予約)	①18日(金)・②5日(土)・③26日(土)・④4日(金)、13:00～17:00	
いばらきにじいろ電話相談	26日(土)、15:00～20:00、セクシュアルマイノリティ等	☎080・2395・3015
生活困窮に関する相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00(予約優先)	くらしサポートセンターあすてつが茨木(福祉総合相談課内) ☎655・2752
経営相談	毎週月～金曜日、10:00～17:00(予約優先)	
創業相談	主に毎週月・金曜日、10:00～17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、24日は12:00まで)	
防火相談	毎日、9:00～17:00	消防本部 ☎622・6955
緑の相談	4日(金)、10:00～12:00・13:00～16:00、草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館1階ロビー 園公園緑地課 ☎620・1654
分譲マンション管理相談会(先着4組)	8日(水)、9:00～12:00(1日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課 ☎620・1603 にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、